



# 鳥取県公報

平成13年 3月30日(金)

第 7 2 6 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	字の区域の変更(市町村振興課).....	1
	ブルセラ病検査等の実施(畜産課).....	2
	県営土地改良事業計画の変更(2件)(耕地課).....	3
	土地改良事業の工事の完了( " ).....	4
	公共測量の終了(管理課).....	4
	山村振興法による町道の改築に関する工事の完了(道路課).....	5
	過疎地域自立促進特別措置法による村道の新設に関する工事の完了( " ).....	5
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	5
	都市計画法第66条による告示(5件)( " ).....	6
	土地利用基本計画の変更( " ).....	8
	宅地建物取引業者名簿閲覧所の変更(住宅課).....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第215号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項後段の規定による倉吉市旭西町土地区画整理組合が行う倉吉市旭西町土地区画整理事業に係る旭西地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域(平成12年10月12日現在の地番による。)
上井	上井字地堂294の2 上井字小河原336の1、336の5及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに336の2、336の4、336の6と一体をなす国有地の一部 上井字下河原338の2、340の2、343の1、344の1、344の2、345の1、345の4、346の1、346の3
上井字地堂	上井字地堂のうち294の2以外の区域
上井字小河原	上井字小河原のうち336の1、336の5及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに

	336の2、336の4、336の6と一体をなす国有地の一部以外の区域
上井字下河原	上井字下河原のうち338の2、340の2、343の1、344の1、344の2、345の1、345の4、346の1、346の3以外の区域

**鳥取県告示第216号**

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 実施の目的**

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蛆病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

**2 実施する区域**

県下全域

**3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲****(1) ブルセラ病検査**

(ア) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（倉吉市、八頭郡八東町、用瀬町若しくは智頭町、気高郡気高町若しくは鹿野町、東伯郡羽合町若しくは北条町、西伯郡中山町又は日野郡日野町の区域において飼育しているものに限る。）

(イ) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

(ウ) 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（(ア)に掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる牛以外で、平成13年4月10日以降に放牧するもの

**(2) 結核病検査**

(ア) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（倉吉市、岩美郡福部村、八頭郡郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村若しくは智頭町、気高郡気高町若しくは鹿野町、東伯郡羽合町、泊村、関金町、北条町若しくは赤碕町、西伯郡名和町若しくは中山町又は日野郡日南町、日野町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。）

(イ) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

(ウ) 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（(ア)に掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる牛以外の牛で、平成13年4月10日以降に放牧するもの

(オ) 平成13年4月10日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

**(3) ヨーネ病検査**

(ア) (2)に掲げる牛

(イ) ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

(ウ) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

(エ) その他知事が必要と認める牛

(4) 馬伝染性貧血検査

馬

(5) ニューカッスル病検査

鶏

(6) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(7) 腐蛆病検査

みつばち

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成13年4月10日から平成14年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)又はヨーニン検査皮内反応

(4) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(5) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(6) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(7) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(8) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

#### 鳥取県告示第217号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営畑地帯総合整備事業加勢蛇東地区農道整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成13年4月2日から22日間

## 3 縦覧に供する場所

東伯町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第218号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業加勢蛇西地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成13年4月2日から22日間

## 3 縦覧に供する場所

東伯町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第219号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
米子市四ヶ村堰土地改良区	かんがい排水事業四ヶ村堰地区農業用排水	平成11年3月31日

**鳥取県告示第220号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鹿野町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（鹿野町2,500分の1地形図修正業務）
- 2 作業地域 気高郡鹿野町大字鹿野及び大字今市地内
- 3 終了年月日 平成13年 3月 9日

**鳥取県告示第221号**

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第1項の規定に基づく町道の改築に関する工事が次のとおり完了したので、山村振興法施行令（昭和40年政令第331号）第4条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
会見町道 諸木鶴田線	西伯郡岸本町坂長字越城ノ原2157 - 15地先から同郡会見町田住字奥ボケ谷340 - 1地先まで	改 築	平成13年 3月30日

**鳥取県告示第222号**

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年年法律第15号）第14条第1項の規定に基づく村道の新設に関する工事が次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	工事区間	工事の種類	工事の完了の日
泊村道 一里浜線	東伯郡泊村大字園字一里浜2340 - 121地先から同村大字宇谷字ナハナミ639 - 32地先まで	新 設	平成13年 3月30日
泊村道 一里浜線	東伯郡泊村大字宇谷字ナハナミ639 - 18地先から同村大字原字水神737 - 1地先まで	新 設	〃

**鳥取県告示第223号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類  
鳥取都市計画土地区画整理事業 江津土地区画整理事業
- 2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第224号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 3・4・8号宮下十六本松線及び3・5・6号大工町土居叶線

## 2 施行者の名称

鳥取県

## 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

## 4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

**鳥取県告示第225号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 9・6・1号布勢総合運動公園

## 2 施行者の名称

鳥取県

## 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

## 4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

**鳥取県告示第226号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画公園事業 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

**鳥取県告示第227号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画公園事業 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

**鳥取県告示第228号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・4・23号産業中央線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

**鳥取県告示第229号**

鳥取県土地利用基本計画を平成13年3月28日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により告示する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中鳥取市、船岡町、佐治村及び岸本町の森林地域並びに泊村及び日南町の自然保全地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」）は、省略し、その関係書類を鳥取県土木部都市計画課並びに鳥取市建設部都市計画課、船岡町総務課、佐治村総務課、泊村企画振興課、岸本町地域振興課及び日南町総務課に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第230号**

昭和47年鳥取県告示第258号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日より施行する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取市東町一丁目271</u> <u>鳥取県生活環境部住宅環境課内</u>	<u>鳥取市東町一丁目220番地</u> <u>鳥取県土木部住宅課内</u>